

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告 示

○一般競争入札の実施……………	(財政課)	9
○一般競争入札による道有財産(土地)の売払い……………	(管財課)	10
○公募抽選による道有財産(土地)の売払い……………	(管財課)	11
○一般競争入札の実施……………	(情報基盤課)	11
○特定調達契約に係る入札の公告……………	(情報基盤課)	12
○大規模小売店舗立地法第6条第5項(廃止)の届出……………	(地域産業課)	14
○一般競争入札の実施……………	(水産林務部総務課)	14
○地域森林計画案の縦覧……………	(森林計画課)	15
○地域森林計画変更案の縦覧……………	(森林計画課)	15
○道路の区域の決定……………	(道路整備課)	17
○道路の区域の変更……………	(道路整備課)	17
○道路の供用の開始……………	(道路整備課)	18
○道路の区域の変更及び供用の開始……………	(道路整備課)	18

公 表

○知事表彰の受賞者……………	(人事課)	18
○争議行為の通知(4件)……………	(労政福祉課)	18

支庁告示

○種馬鈴しよ集荷販売業者の登録事項の変更……………	20
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了(3件)……………	20

道教育委員会教育長告示

○一般競争入札の資格に関する公示……………	20
○一般競争入札の実施……………	21

道教育庁胆振教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	22
----------------------	----

告 示

北海道告示第1626号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成15年11月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 一式の賃貸借 15台(1月当たりの単価)
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契 約 期 間 平成15年12月12日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年12月11日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 履 行 場 所 北海道総務部財政課

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号で規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 札幌市又は札幌市近郊に本社(本店)、支社(支店)又は営業所等を有しており、納入した賃借物品の迅速なサポート及びアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部財政課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁赤レンガ庁舎1階5号会議室
- (2) 入 札 日 時 平成15年11月25日(火)午前10時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内であって最低の価

試されるあなたの運転の大地へストップ・ザ・交通事故死

- 格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 入札参加申込書の提出
入札希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
提出期限 平成15年11月20日
提出場所 3に同じ。
- 11 その他
(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額（15台分）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者届出書を提出すること。
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道総務部財政課
イ 所 在 地 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011－231－4111 内線 22－211
(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
(5) 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがある。
(6) この入札の執行は、公開する。
(7) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1927号

次のとおり一般競争入札により道有財産（土地）を売り払う。
平成15年11月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 入札に付する土地及び入札日時

物件番号	所 在 地 番	面積(㎡)	入 札 執 行 日 時
東京－1	東京都渋谷区神山町50番	2,519.83	平成15年12月9日午前10時30分
東京－2	東京都渋谷区上原2丁目1153番1	1,663.33	同 午前11時30分

- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当しない者とする。
(1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) その他不適格と判断される者
- 3 入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所
東京都千代田区永田町2丁目17－17 北海道東京事務所総務課総務係
電話番号 03－3581－3411 内線 230
- 4 現地説明会
(1) 東京－1 平成15年11月14日 午前10時
(2) 東京－2 同 午前11時15分
- 5 現地解放日
平成15年11月14日 現地説明会終了から午後4時まで
同 15年11月17日 午前9時30分から午後3時まで
同 15年11月18日 同
- 6 入札執行の場所
東京都千代田区平河町2－6－3 都道府県会館4階402会議室
- 7 入札保証金
入札者は、入札しようとする金額の100分の5以上の額の入札保証金を入札開始前に道に納付すること。
なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。
- 8 郵便等又は電報による入札
認めないものとする。
- 9 契約保証金
落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を道に納付すること。
なお、契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は、道に帰属する。
- 10 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は知事が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から20日以内）までに指定の場所に納入すること。

11 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

提出期限 平成15年12月4日（木）

提出場所 北海道東京事務所総務課総務係

12 入札執行の公開

入札執行を公開するので、入札の傍聴を希望する者は、入札執行時刻の15分前までに入札会場において傍聴の受付を行うものとする。

なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。

13 その他

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 申込者及び落札者がいない場合は、入札参加者等を対象として随意契約を行うこともある。

北海道告示第1928号

次のとおり公募抽選により道有財産（土地）を売り払う。

平成15年11月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 公募に付する土地及び抽選日時

区画番号	所在地番	地目	面積(㎡)	売却価格	抽選日時
小樽-2	小樽市望洋台1丁目3番24	宅地	191.09	6,045,000円	平成15年12月2日午前10時

2 応募する者に必要な資格

応募申込日において、北海道内に住所を有する個人又は北海道内に営業所を有する法人で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）でないこと。

3 応募の条件

(1) 応募区画数は、1世帯（1事業者）につき1区画とする。

(2) 応募区画の変更は、応募の受付期間内に限って行うことができる。

(3) 買受者は、土地の引渡しの日から5年間、売払地を引き続き住宅用地として供さなければならない。

(4) 買受者は、土地の引渡しの日から5年以内に売払地における自己所有の戸建住宅（店舗又は事務所を兼ねた住宅を含むが、アパート等は含まない。）の建設工事を完了しな

ければならない。

(5) 買受者は、土地の引渡しの日から5年以内に北海道の承認を得ないで、売払地の所有権を移転し、又は売払地に権利の設定をしてはならない。

(6) 北海道は、買受者に対し、(3)から(5)までの条件の履行状況を確認するため、随時に実地調査をし、又は所要の報告を求めることができる。

(7) 北海道は、買受者が土地の引渡しの日から5年以内に(3)から(5)までの条件に違反した場合には、売払地の買戻しをすることができる。

(8) 買受者が(3)から(6)までの条件に違反したときは、北海道が定める金額を違約金として支払わなければならない。

4 応募要領、契約条項その他関係書類を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部管財課財産運用グループ

電話番号 011-231-4111 内線 22-418

5 公募抽選の場所

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階共用A会議室

6 公募抽選申込書の提出

応募者は、次により所定の公募抽選申込書を提出すること。

提出期限 平成15年11月27日（木）

提出場所 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総務部管財課財産運用グループ

電話番号 011-231-4111 内線 22-418

7 買受予定者の決定方法

一の区画について、応募資格者が1名のときは、その者を買受予定者として決定し、応募資格者が2名以上いるときは、公開の抽選により買受予定者を決定する。

8 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約に当たっては契約書を作成するものとし、売買代金は契約締結と同時に北海道が発行する納入通知書により、指定の場所において一括して納入すること。

9 抽選の公開

抽選を公開するので、抽選の傍聴を希望する者は、抽選時刻の15分前までに抽選会場において傍聴の受付を行うものとする。

なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。

北海道告示第1929号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年11月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 行政情報コミュニケーションシステム用サーバラック 7台

イ 本庁LAN機器用ラック 2台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納入期日 平成15年12月10日（水）
- (4) 納入場所 別途指示する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成15年度北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加使用する者は、アからウまでに定めるところにより、3の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年11月7日から18日まで

イ 申請の方法 別紙の申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合企画部IT推進室情報基盤課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
- 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部IT推進室情報基盤課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道庁別館西棟5階9号会議室

(2) 入札日時 平成15年11月20日（木）午前11時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令167条の7及び及び北海

- 道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 8 郵便等による入札
- 郵便等及び電報による入札は、認めない。
- 9 落札者の決定方法
- 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否
- 要
- 11 その他
- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名称 北海道総合企画部IT推進室情報基盤課

イ 所在地 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011－231－4111 内線 23－573
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1930号

- 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
- なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年11月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量

行政情報コミュニケーションシステムサーバ 一式（1月当たりの単価）

(2) 調達をする賃貸借物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納入期日 平成16年2月1日（日）

(4) 契約期間 平成16年2月1日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年1月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(5) 納入場所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該物品の障害発生時等に、速やかな対応のとれる体制を有すること。

(4) 当該物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年11月7日から12月15日まで

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合企画部 I T推進室情報基盤課
電話番号 011-231-4111 内線 23-575

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部 I T推進室情報基盤課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁4階 総合企画部会議室
（送付による場合は、郵便番号 060-8588 北海道総合企画部
I T推進室情報基盤課）

(2) 入札日時 平成15年12月18日（木）午前10時（送付による場合は、平成15年12月17日（水）までに必着のこと。）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 その他

(1) 開札時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道総合企画部 I T推進室情報基盤課

イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-231-4111 内線 23-575

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

Servers used for the Hokkaido administration communication system

B. Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., December 18 2003

C. Contact

Intelligence Infrastructure Division, Department of Comprehensive Planning, Hokkaido
Government, Nishi 6, Kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8588 Japan
Phone : 011-231-4111 Extension 23-575

北海道告示第1931号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の廃止について届出があった。

平成15年11月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

釧路市民生活協同組合愛国店 釧路市愛国東1丁目10番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

釧路市民生活協同組合 理事長 本多 正孝 釧路市桜ヶ岡5丁目9番19号

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 1,254㎡

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 0㎡

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となった日

平成15年5月25日

(6) 変更する理由 店舗閉店のため

2 届出年月日 平成15年10月3日

北海道告示第1932号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年11月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ 61台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納入期日 平成15年12月19日

(4) 納入場所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道庁本庁舎10階水産林務部1号会議室

(2) 入札日時 平成15年11月25日 午後2時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除及び納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

提出期限 平成15年11月17日

提出場所 3に同じ。

11 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各

号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道水産林務部総務課 イ 所 在 地 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011－231－4111 内線 28－129 (4) この入札の執行は、公開する。 (5) 詳細は、入札説明書による。	2 網走西部地域森林計画区に係る地域森林計画の案 (1) 縦覧図書 網走西部地域森林計画書（案）及び森林計画図 (2) 縦覧場所 ア 一般民有林 北海道水産林務部森林計画課、北海道網走支庁経済部林務課、網走西部森づくりセンター及び網走西部森づくりセンター遠軽事務所 イ 道 有 林 網走西部森づくりセンター ウ そ の 他 森林計画図は、各部局において管轄地域分を縦覧に供する。 3 十勝地域森林計画区に係る地域森林計画の案 (1) 縦覧図書 十勝地域森林計画書（案）及び森林計画図 (2) 縦覧場所 ア 一般民有林 北海道水産林務部森林計画課、北海道十勝支庁経済部林務課、十勝森づくりセンター及び十勝森づくりセンター足寄事務所及び十勝森づくりセンター大樹事務所 イ 道 有 林 十勝森づくりセンター ウ そ の 他 森林計画図は、各部局において管轄地域分を縦覧に供する。 4 縦覧期間 平成15年11月7日から12月8日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。午前8時45分から午後5時30分まで）
北海道告示第1933号 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により樹立する、上川南部、網走西部、十勝の3森林計画区に係る地域森林計画の案を森林計画図とともに、次のとおり縦覧に供する。 なお、意見を述べようとする者は、平成15年12月8日までに知事に意見の内容を記載した書面に、「氏名又は名称及び住所、意見を述べる理由」を記載した書面を添えて提出することができる。 その提出先は、札幌市中央区北3条西6丁目（郵便番号 060－8588）北海道水産林務部森林計画課とする。 平成15年11月7日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 上川南部地域森林計画区に係る地域森林計画の案 (1) 縦覧図書 上川南部地域森林計画書（案）及び森林計画図 (2) 縦覧場所 ア 一般民有林 北海道水産林務部森林計画課、北海道上川支庁経済部林務課、上川南部森づくりセンター及び上川南部森づくりセンター富良野事務所 イ 道 有 林 上川南部森づくりセンター ウ そ の 他 森林計画図は、各部局において管轄地域分を縦覧に供する。	北海道告示第1934号 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により変更する、渡島檜山、後志胆振、胆振東部、日高、石狩空知、上川北部、留萌、宗谷、網走東部及び釧路根室の10森林計画区に係る地域森林計画の変更案を森林計画図とともに、次のとおり縦覧に供する。 なお、意見を述べようとする者は、平成15年12月8日までに知事に意見の内容を記載した書面に、「氏名又は名称及び住所、意見を述べる理由」を記載した書面を添えて提出することができる。 その提出先は、札幌市中央区北3条西6丁目（郵便番号 060－8588）北海道水産林務部森林計画課とする。 平成15年11月7日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 渡島檜山地域森林計画区に係る地域森林計画の変更案 (1) 縦覧図書 渡島檜山地域森林計画変更計画書（案）及び森林計画図 (2) 縦覧場所

ア 一般民有林 北海道水産林務部森林計画課、北海道渡島支庁経済部林務課、北海道檜山支庁経済部林務課、渡島西部森づくりセンター、渡島東部森づくりセンター、檜山森づくりセンター及び檜山森づくりセンター北檜山事務所

イ 道 有 林 渡島西部森づくりセンター、渡島東部森づくりセンター及び後志森づくりセンター

ウ そ の 他 森林計画図は、各部局において管轄地域分を縦覧に供する。

2 後志胆振地域森林計画区に係る地域森林計画の変更案

(1) 縦覧図書 後志胆振地域森林計画変更計画書（案）及び森林計画図

(2) 縦覧場所

ア 一般民有林 北海道水産林務部森林計画課、北海道後志支庁経済部林務課、北海道胆振支庁経済部林務課、後志森づくりセンター、胆振森づくりセンター及び胆振森づくりセンター豊浦事務所

イ 道 有 林 後志森づくりセンター

ウ そ の 他 森林計画図は、各部局において管轄地域分を縦覧に供する。

3 胆振東部地域森林計画区に係る地域森林計画の変更案

(1) 縦覧図書 胆振東部地域森林計画変更計画書（案）及び森林計画図

(2) 縦覧場所

ア 一般民有林 北海道水産林務部森林計画課、北海道胆振支庁経済部林務課及び胆振森づくりセンター

イ 道 有 林 胆振森づくりセンター

ウ そ の 他 森林計画図は、各部局において管轄地域分を縦覧に供する。

4 日高地域森林計画区に係る地域森林計画の変更案

(1) 縦覧図書 日高地域森林計画変更計画書（案）及び森林計画図

(2) 縦覧場所

ア 一般民有林 北海道水産林務部森林計画課、北海道日高支庁経済部林務課、日高森づくりセンター及び日高森づくりセンター平取事務所

イ 道 有 林 日高森づくりセンター

ウ そ の 他 森林計画図は、各部局において管轄地域分を縦覧に供する。

5 石狩空知地域森林計画区に係る地域森林計画の変更案

(1) 縦覧図書 石狩空知地域森林計画変更計画書（案）及び森林計画図

(2) 縦覧場所

ア 一般民有林 北海道水産林務部森林計画課、北海道石狩支庁経済部林務課、北海道空知支庁経済部林務課、北海道後志支庁経済部林務課、石狩森づくりセンター、空知森づくりセンター、後志森づくりセンター及び空知森づくりセンター砂川事務所

イ 道 有 林 空知森づくりセンター及び胆振森づくりセンター

ウ そ の 他 森林計画図は、各部局において管轄地域分を縦覧に供する。

6 上川北部地域森林計画区に係る地域森林計画の変更案

(1) 縦覧図書 上川北部地域森林計画変更計画書（案）及び森林計画図

(2) 縦覧場所

ア 一般民有林 北海道水産林務部森林計画課、北海道上川支庁経済部林務課及び上川北部森づくりセンター

イ 道 有 林 上川北部森づくりセンター

ウ そ の 他 森林計画図は、各部局において管轄地域分を縦覧に供する。

7 留萌地域森林計画区に係る地域森林計画の変更案

(1) 縦覧図書 留萌地域森林計画変更計画書（案）及び森林計画図

(2) 縦覧場所

ア 一般民有林 北海道水産林務部森林計画課、北海道留萌支庁経済部林務課、留萌森づくりセンター及び留萌森づくりセンター天塩事務所

イ 道 有 林 留萌森づくりセンター

ウ そ の 他 森林計画図は、各部局において管轄地域分を縦覧に供する。

8 宗谷地域森林計画区に係る地域森林計画の変更案

(1) 縦覧図書 宗谷地域森林計画変更計画書（案）及び森林計画図

(2) 縦覧場所

ア 一般民有林 北海道水産林務部森林計画課、北海道宗谷支庁経済部林務課及び宗谷森づくりセンター

イ そ の 他 森林計画図は、各部局において管轄地域分を縦覧に供する。

9 網走東部地域森林計画区に係る地域森林計画の変更案

(1) 縦覧図書 網走東部地域森林計画変更計画書（案）及び森林計画図

(2) 縦覧場所

ア 一般民有林 北海道水産林務部森林計画課、北海道網走支庁経済部林務課及び網

走東部森づくりセンター
イ 道 有 林 網走東部森づくりセンター
ウ そ の 他 森林計画図は、各部局において管轄地域分を縦覧に供する。

10 釧路根室地域森林計画区に係る地域森林計画の変更案

(1) 縦覧図書 釧路根室地域森林計画変更計画書（案）及び森林計画図

(2) 縦覧場所

ア 一般民有林 北海道水産林務部森林計画課、北海道釧路支庁経済部林務課、北海道根室支庁経済部林務課、釧路森づくりセンター、根室森づくりセンター及び釧路森づくりセンター音別事務所

イ 道 有 林 釧路森づくりセンター及び十勝森づくりセンター

ウ そ の 他 森林計画図は、各部局において管轄地域分を縦覧に供する。

11 縦覧期間 平成15年11月7日から12月8日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。午前8時45分から午後5時30分まで）

北海道告示第1935号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年11月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 路 線 名 上長和萩原線

3 道路の区域

区	間	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
伊達市乾町159番7地先から		13.30mから		
伊達市幌美内町36番104地先まで		32.39mまで	707.65m	—

北海道告示第1936号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から

2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年11月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
東三川由仁停車場線 北海道札幌土木現業所	夕張郡由仁町山榎1188番地先から 夕張郡由仁町山榎7番3地先まで		前	21.00mから 29.00mまで	304.50m	—
			前	15.50mから 39.00mまで	314.92m	—
			後	21.00mから 29.00mまで	304.50m	—
旭川旭岳温泉線 北海道旭川土木現業所	上川郡東川町道有林125林班2地先から 上川郡東川町道有林125林班2地先まで		前	22.71mから 56.61mまで	179.58m	—
			後	22.71mから 68.12mまで	179.58m	—
			前	36.57mから 53.92mまで	88.83m	—
			後	36.57mから 60.15mまで	88.83m	—
	上川郡東川町道有林126林班2地先から 上川郡東川町道有林126林班2地先まで		前	37.16mから 43.56mまで	29.68m	—
			後	37.16mから 46.20mまで	29.68m	—
ベペルイ中富良野停車場線 北海道旭川土木現業所	空知郡中富良野町字中富良野7521番地先から 空知郡中富良野町字中富良野1809番33地先まで		前	17.84mから 23.85mまで	30.00m	—
			後	23.48mから 24.03mまで	30.00m	—
鷹栖東鷹栖比布線 北海道旭川土木現業所	上川郡比布町2624番10地先から 上川郡比布町2623番6地先まで		前	13.94mから 17.00mまで	559.66m	—
			後	20.10mから 27.17mまで	559.66m	—
幕別帯広芽室線 北海道帯広土木現業所	中川郡幕別町札内青葉町308番4地先から 中川郡幕別町札内中央町318番地2先まで 中川郡幕別町札内中央町639番3地先から 中川郡幕別町札内泉町76番2地先まで 中川郡幕別町札内青葉町308番4地先から 中川郡幕別町札内泉町76番2地先まで		前	18.00mから 32.14mまで	705.11m	一般国道38号 重複15.00m
			前	18.00mから 30.50mまで	370.47m	—
			後	18.00mから 47.80mまで	1,106.18m	一般国道38号 重複15.00m
帯広新得線 北海道帯広土木現業所	河西郡芽室町毛根北8線42番4地先から 河西郡芽室町毛根北8線45番5地先まで		前	19.74mから 24.79mまで	740.40m	—
			後	19.74mから 26.79mまで	740.40m	—

後		20.59mから 41.82mまで	727.22m	—
---	--	----------------------	---------	---

北海道告示第1937号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成15年11月7日

北海道知事 高 橋 はるみ	
路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日
道道 岩 内 洞 爺 線 北海道小樽土木現業所	虻田郡真狩村字真狩6番42地先から 虻田郡真狩村字真狩16番7地先まで 平成15.11.10
道道 天 人 峡 美 瑛 線 北海道旭川土木現業所	上川郡美瑛町国有林上川中部森林管理署355林班ろ小班地先から 上川郡美瑛町国有林上川中部森林管理署351林班い小班地先まで 同 15.11.19 午後2時

北海道告示第1938号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により、道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成15年11月7日

北海道知事 高 橋 はるみ	
1 道路の種類	道道
2 道路の路線名、縦覧場所及び区域	
路線名及び縦覧場所	区 間 変更前後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間
旭 台 今 金 線 北海道函館土木現業所	瀬棚郡今金町字八束17番69地先から 瀬棚郡今金町字八束17番7地先まで 前 46.63mまで 179.21m —
	後 19.02mから 53.12mまで 179.21m —
丹 羽 今 金 線 北海道函館土木現業所	瀬棚郡北松山町字丹羽327番2地先から 瀬棚郡北松山町字東丹羽7番1地先まで 前 21.71mから 27.50mまで 255.42m —
	後 21.81mから 30.32mまで 255.42m —
	後 19.02mから 37.75mまで 280.80m —
奥 尻 島 線 北海道函館土木現業所	奥尻郡奥尻町字松江28番地先から 奥尻郡奥尻町字富里409番1地先まで 前 11.87mから 39.20mまで 724.92m —
	後 11.87mから 58.32mまで 724.92m —

公 表		
北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。 平成15年11月7日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
栄 誉 賞		
市（区）町村名	氏 名 又 は 団 体 名	功 績 の 内 容
東京都世田谷区	上 野 雅 恵	2003年世界柔道選手権大会女子70kg級優勝
栄 誉 を た た え て		
市（区）町村名	氏 名 又 は 団 体 名	功 績 の 内 容
東京都世田谷区	上 野 順 恵	2003年世界柔道国別団体トーナメント優勝 全日本女子柔道選抜体重別選手権大会優勝
北海道社会貢献賞		
市（区）町村名	氏 名 又 は 団 体 名	功 績 の 内 容
岩 見 沢 市	小 玉 道 郎	地 域 医 療 功 労
富 良 野 市	高 橋 尚 志	同
苫 小 牧 市	野 中 富 夫	同
深 川 市	吉 田 清	同
札幌市中央区	石 典 芳	同
旭 川 市	木 津 弘 司	同
帯 広 市	秋 川 恵 二	救 急 医 療 功 労
登 別 市	財団法人厚生年金事業振 興団登別厚生年金病院	同
全日赤伊達赤十字病院労働組合 執行委員長 大西ひろ子から、平成15年10月24日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。 平成15年11月7日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
1 事 件	(1) 賃上げ等の要求に関する係争 (2) 増員等の要求に関する係争 (3) 勤務体制等の要求に関する係争	

(4) その他の要求に関する係争		
2 日 時	平成15年11月 7 日午前 0 時以降本問題解決に至るまでの期間	
3 場 所	伊達赤十字病院において、全日赤伊達赤十字病院労働組合の組合員が従事する全職場	
4 概 要	あらゆる形の争議行為を行う。	
北海道医療労働組合連合会 執行委員長 名知隆之から、平成15年10月27日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第 1 項の規定による通知があった。		
平成15年11月 7 日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
1 事 件	(1) 賃金改善等の要求に関する係争 (2) 労働条件等の要求に関する係争 (3) 増員等の要求に関する係争 (4) その他の要求に関する係争	
2 日 時	平成15年11月 7 日午前 8 時 3 0 分以降本問題解決に至るまでの期間	
3 場 所	次の事業所において、北海道医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場 静和記念病院、勤医協本部事務局、中央病院、伏古10条クリニック、札幌ひがし訪問看護ステーション、札幌病院、菊水こども診療所、きくすい訪問看護ステーション、札幌病院在宅介護支援センター、札幌丘珠病院、札幌北区病院、北区訪問看護ステーションふれあい、札幌西区病院、札幌にし訪問看護ステーション、苫小牧病院、札幌診療所、とまこまい訪問看護ステーション、月寒医院、勤医協つきさむ訪問看護ステーション、平和通りクリニック、老人保健施設柏ヶ丘、柏が丘訪問看護ステーション、もみじ台内科診療所、札幌みなみ診療所、札幌歯科診療所、もみじ台歯科診療所、札幌ふしこ歯科診療所、札幌にしく歯科診療所、当別小川通診療所、勤医協訪問看護ステーションとうべつ、小樽診療所、勤医協おたる訪問看護ステーション、余市診療所、よいち訪問看護ステーション、黒松内診療所、勤医協くろまつない訪問看護ステーション、室蘭診療所、厚賀診療所、浦河診療所、神威診療所、勤医協うたしない訪問看護ステーション、芦別平和診療所、上砂川診療所、勤医協札幌看護専門学校、勤医協ヘルパーセンター、中央病院附属ほぷら保育園、オホーツク勤労者医療協会、オホーツク勤医協北見病院、訪問看護ステーションたんばぼ、道北勤労者医療協会本部、一条通病院、旭川医院、旭川北医院、宗谷医院、老人保健施設か	
たくりの郷、在宅介護支援センターかぐら、訪問看護ステーション神楽ほほえみポート、一条クリニック、訪問看護ステーション東光ぬくもりポート、訪問看護ステーション宗谷さわやかポート、訪問看護ステーションひろがり、一条通病院附属たんばぼ保育園、道南勤労者医療協会本部事務局、函館稜北病院、訪問看護ステーション稜北、函館診療所、訪問看護ステーション千代ヶ台、江差診療所、八雲ユーラップ医院、老人介護支援センター稜北、ヘルパーステーション稜北、ヘルパーステーションゆいっこ、どろんこ保育所、道東勤労者医療協会本部事務局、釧路協立病院、くしろ医院、桜ヶ岡医院、訪問看護ステーションひまわりポート、老人保健施設ケアコートひまわり、老人介護支援センターひまわり、ねむろ医院、訪問看護ステーションエトピリカ、あゆみ保育園、十勝勤労者医療協会本部事務局、帯広病院、柳町医院、老人保健施設ケアセンター白樺、訪問看護ステーションほっとらいん、帯広歯科医院、訪問看護ステーションひだまり、訪問看護ステーションほっとらいん柳町、音更町在宅介護支援センター柳町、在宅介護支援センター白樺、ヘルパーステーション白樺、北海道保健企画、伏古ひまわり薬局、ライフサポートひまわり、菊水ひまわり薬局、西区ひまわり薬局、苫小牧ひまわり薬局、北区ひまわり薬局、函館保健企画、しらかば薬局、北健友社、ハート薬局、ショーケン、あじさい薬局		
4 概 要	あらゆる形の争議行為を行う。	
北見赤十字病院労働組合 執行委員長 西村節子から、平成15年10月24日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第 1 項の規定による通知があった。		
平成15年11月 7 日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
1 事 件	(1) 増員等の要求に関する係争 (2) 勤務体制等の要求に関する係争 (3) その他の要求に関する係争	
2 日 時	平成15年11月10日午前 0 時以降本問題解決に至るまでの期間	
3 場 所	北見赤十字病院において、北見赤十字病院労働組合の組合員が従事する全職場	
4 概 要	あらゆる形の争議行為を行う。	
旭川赤十字病院労働組合 執行委員長 市川ゆかりから、平成15年10月28日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第 1 項の規定による通知が		

あった。

平成15年11月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 事 件

(1) 増員等の要求に関する係争
(2) 勤務体制等の要求に関する係争
(3) その他の要求に関する係争

2 日 時

平成15年11月14日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間

3 場 所

旭川赤十字病院において、旭川赤十字病院労働組合の組合員が従事する全職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為を行う。

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第23号

北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例（昭和27年北海道条例第67号）第7条第3項の規定により、次のとおり平成14年産から翌々年産までの種馬鈴しょ集荷販売業者の登録をした者の代表者の名称を次のとおり変更する。

平成15年11月7日

北海道石狩支庁長 渡 部 道 博

変更前

登 録 番 号

登 録 年 月 日

住 所

氏 名 又 は 名 称

集荷地域

石狩第8号

平成14. 9. 9

札幌市厚別区上野幌1条5丁目1番8号

雪印種苗株式会社
代表取締役社長 菊池 庸

全 道

変更後

登 録 番 号

登 録 年 月 日

住 所

氏 名 又 は 名 称

集荷地域

石狩第8号

平成14. 9. 9

札幌市厚別区上野幌1条5丁目1番8号

雪印種苗株式会社
代表取締役社長 城座 勝明

全 道

北海道空知支庁告示第15号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年11月7日

北海道空知支庁長 佐 藤 隆

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

滝川市東町1丁目43番12 ほか10筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

札幌市中央区北1条東3丁目3番地
中道リース株式会社 代表取締役 関 寛

3 開発許可年月日及び番号

平成15年7月10日 空建指第15－7号

北海道上川支庁告示第30号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年11月7日

北海道上川支庁長 青 木 次 郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上川郡下川町南町134番地12（第3・第4工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上川郡下川町幸町63番地
下川町長 安斎 保

3 開発許可年月日及び番号

平成13年8月14日 上建設第13－7号

北海道網走支庁告示第31号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年11月7日

北海道網走支庁長 毛 利 明 雄

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

紋別郡上湧別町字北兵村参区509番のうち ほか11筆（第2工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

紋別郡上湧別町字屯田市街地318番地
上湧別町長 松田 隆

3 開発許可年月日及び番号

平成14年3月7日 網建指第13－12号

道教育委員会教育長告示

北海道教育委員会教育長告示第12号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年11月7日

北海道教育委員会教育長 相 馬 秋 夫

1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において北海道教育委員会が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競

争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成15年11月7日に一般競争入札の公告を行う平成15年度コンピュータ実技研修講座業務委託契約 (2) 資 格 平成15年度コンピュータ実技研修講座業務委託に関する資格 (以下「資格」という。) (3) 役 務 の 種 類 平成15年度コンピュータ実技研修講座業務委託 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 平成15年4月1日の直前の事業税を滞納していないこと。 (5) 講師を6名以上確保できること。 (6) 過去に、次に掲げる研修を行った実績があること。 ア Microsoft Power Point を用いたプレゼンテーション研修 イ Microsoft Front Page 等ホームページ作成用ソフトを用いたホームページ作成研修 ウ Microsoft Access 等データベースソフトを用いたデータベース研修 エ ネットワーク研修 オ セキュリティ研修 (7) 研修に対応したテキスト等の教材を提供できること。 3 資 格 要 件 の 特 例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」等という。）及び中小企業等団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協同組合（以下「協同組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協同組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協同組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 平成15年11月7日から17日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）	(2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課 イ 提出先の所在地 郵便番号 060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011-231-4111 内線 35-768 5 資格審査の再申請 (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再 申 請 の 方 法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資 格 の 喪 失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。 北海道教育委員会教育長告示第13号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年11月7日 北海道教育委員会教育長 相 馬 秋 夫 1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務の名称 平成15年度コンピュータ実技研修講座業務委託 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 契約締結の日から平成16年3月25日まで (4) 研 修 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格
---	--

平成15年北海道教育委員会教育長告示第12号に規定する平成15年度コンピュータ実技研修講座業務委託に関する資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館8階1号会議室 (2) 入札日時 平成15年11月21日 午後4時 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 3に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等又は電報による入札 認めない。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 その他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課 イ 所 在 地 郵便番号 060－8544 札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011－231－4111 内線 35－768 (4) この入札の執行は、公開する。 (5) 詳細は、入札説明書による。 道教育庁胆振教育局告示 北海道教育庁胆振教育局告示第8号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成15年11月7日 北海道教育庁胆振教育局長 笠田能央 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価） ア パーソナルコンピュータ 一式 42台×2校（普通科高等学校） イ パーソナルコンピュータ 一式 9台×1校（知的障害高等養護学校） (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 契約期間 平成16年1月13日から3月31日までとする。ただし、予算の範囲内で、アについては平成21年12月28日、イについては平成20年12月26日を限度に当該契約期間を延長することがあり得る。 (4) 納入期日 平成16年1月13日（火） (5) 納入場所 ア 北海道苫小牧南高等学校及び北海道厚真高等学校 イ 北海道伊達高等養護学校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
--	---

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年11月7日から21日まで

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 北海道室蘭市幸町9番11号
北海道教育庁胆振教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
北海道室蘭市幸町9番11号 北海道教育庁胆振教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道室蘭市幸町9番11号 北海道胆振支庁別館4階室蘭土木現業所会議室（送付による場合は、郵便番号 051-8558 北海道教育庁胆振教育局企画総務課）

(2) 入札日時 1の(1)のア 平成15年12月5日（金）午前10時
1の(1)のイ 同 午前11時
（送付による場合は、平成15年12月4日（木）までに必着のこと。）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金
入札保証金は、免除する。

7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成15年北海道教育庁胆振教育局告示第6号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第

1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否
要

11 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 北海道教育庁胆振教育局企画総務課
イ 所在地 郵便番号 051-8558 北海道室蘭市幸町9番11号
電話番号 0143-22-9131 内線 3117

(4) 契約の手続において、使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Personal Computer 42 2 sets

b Personal Computer 9 1 set

B Bid tendering date and time :

a 10:00 A. M., December 5, 2003

b 11:00 A. M., December 5, 2003
(If mailed, bids must arrive no later than December 4)

C Contact :

Accounting Division, General Affairs Department, Iburi District Bureau of Education,
Hokkaido Office of Education 9-11 Saiwai-cho Muroran, Hokkaido, 051-8558, Japan
Phone : 0143-22-9131 Extension 3117
